

水道施設MAP

と3つの水源(井戸)があります。これらの施設から1日に自宅や学校、店舗などに届けています。

浄・配水場

- ① 第2浄水場
- ② 宮東配水場

水源(井戸)

- ① 第7水源
- ② 第8水源
- ③ 第9水源



②宮東配水場
(平成4年築造)

※平成30年12月の第1浄水場廃止に伴い、第1水源から第6水源も廃止となりました。



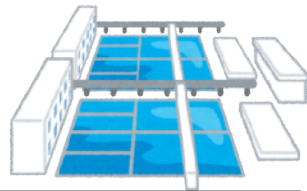
水道施設と



ダム



利根川



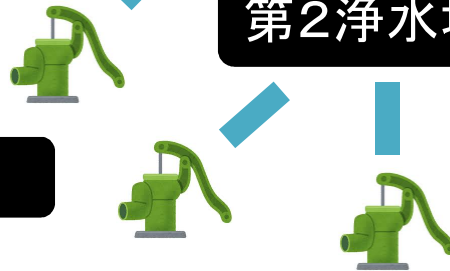
行田浄水場

第2浄水場

第2浄水場では3つの深井戸からくみ上げ滅菌した地下水と、行田浄水場から受水した県水を町内へ配水しています。

第2浄水場

3つの井戸



第1浄水場(平成30年12月廃止)

第1浄水場は昭和36年に完成し、その後57年以に渡り、6つの深井戸から汲み上げた地下水を滅菌し、町内へ配水してきました。
配水量は減少傾向の中、老朽化が進む第1浄水場に高額な更新費用をかけることは過大投資であるため、平成30年12月に廃止しました。

みなさんの家



給水の流れ



ダム

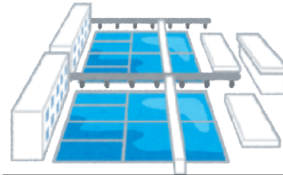
江戸川

宮東配水場

宮東配水場では、庄和浄水場から受水した県水を町内へ配水しています。



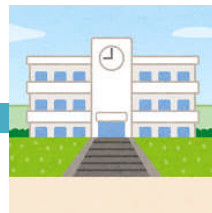
宮東配水場



庄和浄水場



みなさんの家



学校や病院



ここがポイント！！

- 町には第2浄水場と宮東配水場があり、それぞれの施設から町内へ配水しています。
- 宮代町では、地下水と県水の両方が配水されています。
- 施設によって、配水する水の種類が地下水と県水とで違います。

町の水道を使用するには・・・

●水道の開栓・閉栓の申込みは・・・

宮代町への転入、転出に伴う水道の開栓・閉栓には申請が必要です。土日・祝日の開栓は行っておりませんので、事前に申請をお願いします。申請は、電話または町ホームページから

TEL：0480-33-5554 平日8:30～17:15

HP：<http://www.town.miyashiro.lg.jp/0000000288.html>

●給水装置の工事は

新設・増設・改造・変更・修繕・移転・撤去等は、町の指定を受けた給水装置工事事業者だけしかできません。（給水条例第8条）

給水装置の工事を行う場合は、必ず町の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼してください。

給水装置工事事業者の一覧は町ホームページをご覧ください。か、上水道事務所に据え置きがございます。

町内に事業所がある給水装置工事事業者（漏水修理当番）

- ・中村工業所（山崎745-2）
- ・上原工業所（西原367）
- ・蛭間水道設備（本田5-18-12）
- ・高田工業所（川端3-11-18）
- ・優輝設備（本田5-9-20）
- ・木村設備（本田4-10-32）
- ・小河原設備（姫宮375）
- ・岩崎設備（百間3-9-24）
- ・セキ住設工業（中島213-15）

※上記以外にも町外に事業所がある、およそ120の給水装置工事事業者が登録されています。

●こんな時は給水を停止します！

- 料金を期日までに納めていただけないとき
- 開栓の申請が無いまま、水道を使用されているとき
- 所定の手続きをしないで、給水を他人に分与、販売されたとき
- 給水装置の管理を怠り、水道水が汚染される恐れがあるとき
- 給水装置に異常があると認めても、修繕など必要な処置がなされないとき
- 給水装置の構造や材質が町が定める基準に適合しないとき
- 正当な理由なく給水装置の検査を拒んだり、妨害したとき

定期的な漏水チェックと凍結防止の対策をお願いします！

水道メーターよりも宅地側で漏水が発生した場合、水道料金が高額になるケースがあります。漏水が発生した場合は、すぐに町の指定給水装置工事業者へ修理を依頼することをお勧めします。（詳細は次ページをご覧ください）

漏水のチェック方法ですが、**家の中の蛇口を全部閉めて**、水道メーターのパイロットマーク（銀色のコマ）を確認します。パイロットマークが少しでも回っていたら、どこかで漏水している証拠です。

漏水チェック方法



水道メーターはメーターボックス内にあります。



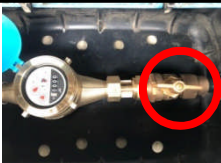
ふたを開けると水道メーターが設置されています。



水道メーターのパイロットマークが回っていないか確認してください。

もし、漏水が発見された場合、町の指定給水装置工事業者へ調査・修理を依頼してください。なお、調査・修理にかかる費用はお客様負担となります。漏水を放置しておくと水道料金が高額になる事につながる恐れがありますので、修理までの間、水道メーターの隣にある止水栓を閉める事で一時的に漏水を止めることができます。止水栓を閉めた場合、宅内の水道は使えなくなりますので、水道を使用する際は開栓する必要があります。

止水栓を閉める方法



止水栓が横を向いているときは開栓。宅内の水道が使用できます。



止水栓が縦を向いているときは閉栓。宅内の水道は使用できません。

地表に露出している水道管や給湯器、あるいはメーターボックス内で、冬に凍結する恐れがあります。凍結すると、溶けるまで水道が使用できなくなります。また、凍結により管が破損・破裂する恐れもあり、漏水につながる事もあります。地表に出ている給水管には、市販の防護材を巻いたり、厚手の布を巻くなど、凍結防止の対策をお願いします。



もし、水道管が凍結した場合は自然に解凍されるのを待つか、**水道管に布を被せてその上からぬるま湯**をかけてください。布をかけずに直接お湯をかけると、水道管を損傷させる恐れがありますのでご注意ください。

漏水の修理は町の指定業者に依頼してください

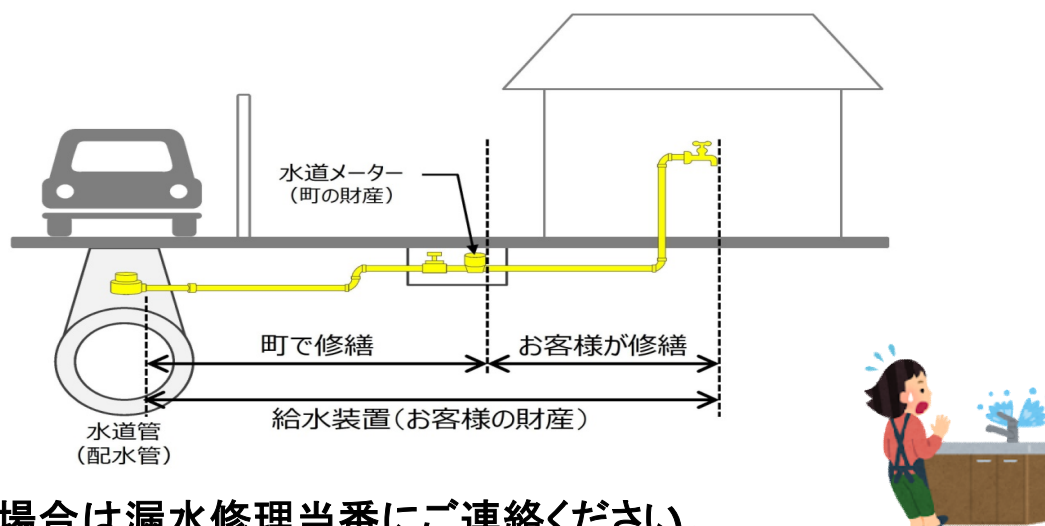
●宅内で漏水を発見したら・・・

宅内で漏水を発見した場合、漏水箇所の修理をお願いします。給水装置はお客様の財産ですが、水道メーターよりも道路側の漏水は町がサービスで修繕しています。

※漏水を見つけたら、上水道担当にご連絡をお願いします。現地を確認し、修理はお客様負担か町負担かを判断いたします。

修理費用がお客様負担となる箇所は、お客様ご自身で指定業者に修理を依頼していただきます。漏水の修理は、町の指定を受けた給水装置工事事業者だけしかできません。（給水条例第8条）

町の指定を受けた事業者の一覧は町ホームページをご覧ください。



●お急ぎの場合は漏水修理当番にご連絡ください。

漏水が発見され、少しでも早く漏水を修理したい場合は、漏水修理当番にご連絡ください。漏水修理当番は、町内に事務所を置く給水装置工事事業者で、輪番で漏水修理の当番を務めています。（※一覧は8ページをご覧ください）

漏水当番は毎週代わりますので、詳しくは広報・町ホームページをご覧ください。

●漏水により水道料金が高額になった場合・・・

漏水により水道料金が高額になった場合、漏水箇所によっては水道料金が一部減免になる可能性があります。

漏水減免には申請が必要です。申請するためには、原因となった漏水が修理され、修理した指定業者の署名・押印が必要となります。

まずは町の漏水減免の対象となるかどうか、上水道担当までご相談ください。